

協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 (昭50. 2.19)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会が行う有価証券の売買その他の取引等の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 有価証券

定款第 3 条第 1 号に規定する有価証券をいう。

2 有価証券の売買その他の取引等

定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。

3 有価証券関連デリバティブ取引等

定款第 3 条第 4 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等をいう。

4 特定店頭デリバティブ取引等

定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。

5 信用取引

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第156条の24第 1 項に規定する信用取引をいう。

6 有価証券オプション取引

有価証券に係る金商法第 2 条第21項第 3 号に掲げる取引をいう。

7 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債

金商法第 2 条第20項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法第 2 条第15項に規定する商品デリバティブ取引又はこれらと同様の効果を有する方法により償還又は利金の条件を定め組成された債券のうち、次のいずれかに掲げるものをいう。ただし、当該債券が国債証券であるもの、及び当該債券の発行体又は当該債券が単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券であるときにおける当該法人の信用状態の悪化により次のいずれかに掲げるものに該当する場合を除く。

イ 償還価格が額面の額を下回る可能性のあるもの（償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍又はマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）又は自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、他の有価証券で償還される条件があるもの

ロ 発行時に利金が確定しておらず、償還金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

ハ 発行時に利金が確定しておらず、利金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

ニ 条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

8 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有する

こととなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託をいう。

9 レバレッジ投資信託

投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を基準指標の変動率にあらかじめ定めた倍率(2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。)を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託(取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの及び前号に該当するものを除く。)をいう。

(通 則)

第 3 条 協会員は、その業務の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、金商法その他の法令諸規則等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹しなければならない。

2 協会員は、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。

3 協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等(有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。)の販売(新規の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等を含む。以下同じ。)を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。

4 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第 4 条 協会員は、投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるものとする。

(顧客カードの整備等)

第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)以下同じ。)を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- 1 氏名又は名称
- 2 住所又は所在地及び連絡先
- 3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)
- 4 職業
- 5 投資目的
- 6 資産の状況
- 7 投資経験の有無
- 8 取引の種類
- 9 顧客となった動機
- 10 その他各協会員において必要と認める事項

2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。

(勧誘開始基準)

第 5 条の 2 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。

- 1 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売
- 2 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売
- 3 レバレッジ投資信託に係る販売

(取引開始基準)

第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。

- 1 信用取引
 - 2 新株予約権証券の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
 - 3 有価証券関連デリバティブ取引等
 - 4 特定店頭デリバティブ取引等
 - 5 店頭取扱有価証券（「店頭有価証券に関する規則」（以下「店頭有価証券規則」という。）第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券をいう。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
 - 6 その他各協会員において必要と認められる取引等（顧客の計算による信用取引以外の有価証券の売付けを除く。）
- 2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。

(注意喚起文書の交付等)

第 6 条の 2 協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前 1 年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第 2 項第 2 号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。

- 1 有価証券関連デリバティブ取引等(金商業等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。)
 - 2 特定店頭デリバティブ取引等
 - 3 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
 - 4 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- 2 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。
- 1 不招請勧誘規制の適用がある場合にあつては、その旨
 - 2 リスクに関する注意喚起
 - 3 前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務(金商法第 156 条の 38 第 11 項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条において同じ。)を行う指定紛争解決機関（金商法第 156 条の 38 第 1 項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先

- 4 前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務を行う指定紛争解決機関（第3号の指定紛争解決機関を除く。）又は定款第78条の2第1項に規定するところにより本協会が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先（第3号の指定紛争解決機関が存在しない場合に限る。）
- 3 協会員は、顧客と第1項各号に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の説明を行わなければならない。
- 4 注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から1年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの（第1号に掲げるものにあつては、定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。）に限る。）の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第1項ただし書きの規定を適用する。

（信用取引の注文を受ける際の確認）

第7条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。

（顧客からの確認書の徴求）

第8条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。

2 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。）の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。

1 第3条第4項の重要な事項の内容

2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

3 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判

断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求するものとする。

1 第3条第4項の重要な事項の内容

2 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

（意向の確認等の特例）

第9条 特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前2条の規定により意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。

（預金等との誤認防止）

第10条 特別会員は、定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に関し、金商法第33条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券（国債証券等（金商法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに同項第3号及び第5号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。以下同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

1 預金等ではないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと。）。

2 預金保険法第53条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないこと。）。

3 金商法第79条の21に規定する投資者保護基金による同法第79条の56の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと（特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。）。

4 元本の返済が保証されていないこと。

5 契約の主体

6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第1号から第3号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

（信用取引、新株予約権証券取引及びデリバティブ取引等の節度ある利用）

第11条 協会員は、信用取引、新株予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。

2 協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の建玉、損益、委託

証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。

(過当勧誘の防止等)

第 12 条 協会員は、顧客に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨をしてはならない。

2 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。

1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄

2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄

3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。

1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄

2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄

3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄

4 協会員は、金融商品取引所が有価証券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、有価証券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。

5 協会員は、前項に掲げる銘柄及び金融商品取引所により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から有価証券オプション取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。

1 金融商品取引所が有価証券オプション取引に係る建玉に関して注意喚起を行っている銘柄

2 金融商品取引所が有価証券オプション取引に係る委託証拠金の差入日時の繰上げ、委託証拠金の率の引上げ（委託証拠金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）又は買付代金の決済日前における預託の受入れ措置を行っている銘柄

(店頭有価証券の投資勧誘の禁止)

第 12 条の 2 協会員は、店頭有価証券（店頭有価証券規則第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。）については、店頭有価証券規則に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行ってはならない。

(仮名取引の受託及び名義貸しの禁止)

第 13 条 協会員は、顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文があった場合において、仮名取引であることを知りながら、当該注文を受けてはならない。

2 会員は、顧客が株券の名義書換を請求するに際し、自社の名義を貸与してはならない。

(犯罪による収益の移転防止等に係る内部管理体制の整備)

第 14 条 協会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 9 条第 1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。

(内部者登録カードの整備等)

第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買

等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

- 1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）
 - 2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
 - 3 第1号及び第2号の役員でなくなった後1年以内の者
 - 4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
 - 5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
 - 6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）
 - 7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
 - 8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前7号を除く。）
 - 9 上場会社等の親会社又は主な子会社
 - 10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）
- 2 協会員は、内部者登録カードにおいて、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 氏名又は名称
 - 2 住所又は所在地及び連絡先
 - 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）
 - 4 会社名、役職名及び所属部署
 - 5 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード
- 3 協会員は、顧客に対し、第1項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させなければならない。
- 4 協会員は、前項の規定により、変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを変更しなければならない。
- 5 協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。
- 6 協会員は、第5条に規定する顧客カードにおいて、第2項に規定する内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。
- 7 協会員は、内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならない。

（J-IRISSへの照合等）

第15条の2 協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年1回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。

- 2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。
- 3 協会員は、第1項に規定する照合の結果、J-IRISSから情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。

（取引一任勘定取引の管理体制の整備）

第16条 協会員は、金商業等府令第123条第1項第13号に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の

取引等（以下「取引一任勘定取引」という。）が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、協会の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制を整備しなければならない。

（取引の安全性の確保）

第 17 条 協会は、新規顧客、大口取引顧客等からの注文の受託に際しては、あらかじめ当該顧客から買付代金又は売付有価証券の全部又は一部の預託を受ける等取引の安全性の確保に努めなければならない。

（顧客の注文に係る取引の適正な管理）

第 18 条 協会は、有価証券の売買その他の取引等を行う場合には、顧客の注文に係る取引と自己の計算による取引とを峻別しなければならない。

2 協会は、有価証券の売買その他の取引等において、顧客の注文に係る伝票を速やかに作成のうえ、整理、保存するとともに、自己の計算による取引と区分するための番号等を端末機に入力する等顧客の注文に係る取引を適正に管理しなければならない。

3 協会は、前 2 項の顧客の注文に係る取引の適正な管理に資するため、打刻機の適正な運用及び管理、コンピューターの不適正な運用の排除等を定めた社内規則を整備しなければならない。

（最良執行義務）

第 19 条 協会は、金商法第 40 条の 2 に規定する最良執行義務を適切に履行するために十分な管理体制を整備しなければならない。

（会員の顧客に対する保証等の便宜の供与）

第 20 条 会員は、有価証券の売買その他の取引等に関連し、顧客の資金又は有価証券の借入れにつき行う保証、あっせん等（形式のいかんにかかわらず、顧客の資金又は有価証券の借入れについて会員又はその役職員が関与したものを含む。）の便宜の供与については、顧客の取引金額その他に照らして過度にならないよう、適正な管理を行わなければならない。

（特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止）

第 21 条 特別会員は、顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引の勧誘を行ってはならない。

（特別会員の自動的な信用供与の禁止等）

第 22 条 特別会員は、登録金融機関業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じなければならない。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を行ってはならない。

1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等（金商法第 2 条に掲げる有価証券に係る同法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる取引又はこれに係る同条第 8 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる行為をいう。以下同じ。）の専用口座（以下「債券先物取引用口座」という。）を設定し、当該口座について当座貸越を禁止する。

2 同一名義人の当座貸越設定口座から、債券先物取引用口座への自動振替は行わないこと。

2 特別会員は、国債証券等に係る有価証券先物取引等に係る入金については、顧客の意思を確認するため、債券先物取引用口座への入金の処理について、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客又は当該顧客の資金担当者を登録させて、入金の都度、事前に電話等で当該顧客の了解を得なければならない。

3 特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。

(非公開融資等情報の管理の徹底等)

第 23 条 特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 13 号に規定するものをいう。）の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）に周知し、その遵守徹底を図らなければならない。

(顧客管理体制の整備)

第 24 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に係る顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、取引一任勘定取引の管理体制の整備等に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 協会員は、前項に規定する社内規則に基づき、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の有価証券の売買その他の取引等の状況及び役職員の事業活動の状況についての的確な把握に努めなければならない。

(内部者取引管理体制の整備)

第 25 条 協会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役職員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めなければならない。

(信託勘定取引の適正な管理)

第 26 条 協会員は、顧客の信託契約（特定金銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。）に基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、その適正な管理に努めなければならない。

(社内検査規則の整備等)

第 27 条 協会員は、金商法その他の法令諸規則の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

(顧客からの苦情及び紛争処理体制の整備)

第 28 条 協会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めなければならない。

(電磁的方法による書面の交付等)

第 29 条 協会員は、第 6 条の 2 に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところにより、当該注意喚起文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。

2 協会員は、第 8 条に規定する確認書の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。

付 則

この規則は、昭和50年3月1日から施行する。

付 則（昭60.10.16）

この改正は、昭和60年10月16日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項、第4条および第5条を改正。

付 則（昭62. 3.10）

この改正は、昭和62年3月10日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項を改正。
- (2) 第5条を新設。
- (3) 現行第5条以下第9条までを各1条繰り下げ、第6条以下第10条までとする。

付 則（昭62. 6.17）

この改正は、昭和62年6月17日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第8条から第10条までを各1条繰り下げ、第9条から第11条までとし、第8条を新設。
- (2) 第10条第1項を改正。

付 則（昭62. 7.15）

この改正は、昭和62年7月15日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項を改正。

付 則（昭63. 6. 1）

この改正は、昭和63年6月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第8条、第10条第1項を改正。
- (2) 第11条を新設。
- (3) 現行第11条を第12条に繰り下げる。

付 則（昭63. 8.26）

この改正は、昭和63年8月26日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条第1項、第4条第1項、第2項、第5条第1項、第6条、第9条及び第10条を改正。
- (2) 別表1を新設。
- (3) 現行別表を別表2に繰り下げる。
- (4) 別表2を改正。

付 則（平元. 5.23）

この改正は、平成元年6月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

別表 3 を新設。

付 則 (平成. 6.21)

この改正は、平成元年 7 月 3 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第10条を新設し、現行第10条以下を各 1 条繰り下げる。

付 則 (平成. 6.22)

この改正は、平成元年 6 月 30 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別表 4 を新設。

付 則 (平成.10. 2)

この改正は、平成元年10月 2 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別表 3 を改正。

付 則 (平成.10.26)

この改正は、平成元年11月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別表 2 を新設し、旧別表 2、旧別表 3 及び旧別表 4 をそれぞれ別表 3、別表 4 及び別表 5 とする。

付 則 (平成.12.26)

この改正は、平成元年12月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 8 条及び第 9 条を新設し、旧第 8 条以下を各 2 条繰り下げる。

付 則 (平 2. 1.31)

この改正は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第15条を新設し、旧第15条を第16条に繰り下げる。

付 則 (平 2. 3.16)

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 6 条を改正。

(2) 別表 6 を新設。

付 則 (平 2. 6.28)

この改正は、平成 2 年10月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 3 条第 1 項を改正、同項第 7 号を新設し、旧第 7 号を第 8 号に繰り下げる。

- (2) 第3条第2項を新設し、旧第2項を第3項に繰り下げる。
- (3) 第4条第1項を改正。

付 則 (平 3. 7.29)

この改正は、平成3年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第1項を第3条に繰り上げ、旧第7条第2項を第1項に繰り上げる。
- (2) 旧第3条以下第16条までを各1条繰り下げ、第4条以下第17条までとする。
- (3) 第11条第1項、第2項を改正し、同条第3項を削る。
- (4) 第13条を改正。

付 則 (平 3. 9.26)

この改正は、平成3年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項、第2項を新設し、旧第1項、第2項を各2項繰り下げ、第3項第4項とする。
- (2) 第8条第2項を新設。

付 則 (平 3.12.18)

- 1 この改正は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日までの間における第10条の規定の適用については、同条中「毎年4月1日から翌年3月31日までの間」とあるのは「平成4年1月1日から同年3月31日までの間」とし、「4銘柄以内」とあるのは「1銘柄」とする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条を削り、第10条を第9条に繰り上げ、第10条を新設。
- (2) 第12条を改正。
- (3) 第14条を第15条に繰り下げ、第14条を新設。

付 則 (平 4. 3.18)

この改正は、平成4年3月23日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第8条第2項を改正し、第3項、第4項を新設。

付 則 (平 4. 6.17)

この改正は、平成4年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第2項を削り、第3項を第2項に繰り上げる。
- (2) 第6条第4項を改正。
- (3) 第9条を削り、第9条、第10条、第11条を新設し、第10条から第14条を2条ずつ繰り下げる。
- (4) 第17条を新設し、第15条から第18条を3条ずつ繰り下げる。
- (5) 第18条を改正。
- (6) 本規則は、送り仮名の付け方(昭和48年6月18日内閣告示第2号)及び常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示第1号)により統一変更した。

付 則 (平 4. 7.22)

この改正は、平成4年7月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第8条、第13条を改正。

付 則 (平 5. 4.21)

この改正は、平成5年4月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第6条第3項及び第8条第4項を改正。

付 則 (平 6. 2.16)

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。
- 2 特別会員については、第4条の規定は、この改正規則施行の日から平成7年3月31日までの間、適用しない。
- 3 平成6年4月1日に加入する特別会員については、第23条の規定に基づく社内規則等の本協会への届出は、同年9月30日までにを行うものとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
(1) 第6条、第8条から第10条まで、第12条から第14条まで及び第17条を改正。
(2) 旧第18条から第20条までを改正し、各2条繰り下げる。
(3) 第18条及び第19条を新設。
(4) 旧第21条を第23条に繰り下げる。

付 則 (平 6. 5.27)

この改正は、平成6年5月27日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第8条第4項を改正。

付 則 (平 7. 6.30)

この改正は、平成7年7月3日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第8条第2項及び第3項を改正。

付 則 (平 7.10. 4)

この改正は、平成7年10月4日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
(1) 第12条第1号を改正し、第2号を新設。
(2) 現行第12条第2号を第3号に繰り下げる。

付 則 (平 7.12.25)

この改正は、平成8年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第17条第2項及び第23条を削る。

付 則 (平 8. 3.29)

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第2項を新設。
- (2) 第5条第1項及び第2項を改正。
- (3) 第6条の2を新設。
- (4) 旧第6条第3項及び第4項を改正し、第6条の3を新設。
- (5) 第7条第2項を新設。
- (6) 第8条の2を新設。
- (7) 第9条第2項及び第3項を削り、旧第10条を第9条第2項とする。
- (8) 旧第11条第1項を改正し、第10条とし、旧第11条第2項及び第4項を削る。
- (9) 旧第11条第3項を改正し、第11条とする。
- (10) 第22条を改正。

付 則 (平 9. 6.23)

この改正は、平成9年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第5条第1項第8号を新設。
- (2) 第6条の4第1項及び第2項を新設。
- (3) 第8条第1項を改正し、旧第4項を第6項に繰り下げ、第4項及び第5項を新設。
- (4) 第8条の2を改正。
- (5) 第13条第1項を改正し、第2項を新設。

付 則 (平 9. 8. 8)

- 1 この改正は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 第12条の改正は、この改正規則施行の日以後に公募増資等に係る取締役会決議を行う銘柄から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第1項を改正。
- (2) 第12条を削除。

付 則 (平 9. 9.17)

この改正は、平成9年10月27日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第8条第2項及び第3項を改正。

付 則 (平10. 2.18)

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第16条を改正し、同条第1項及び第2項とし、同条第3項を新設。
- (2) 第23条及び第24条を新設。

付 則（平10. 3.27）

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

- （注）改正条項は、次のとおりである。
第8条第6項第2号を改正。

付 則（平10.11.30）

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。ただし、第4条第1項の規定は、平成11年6月1日から適用する。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 旧第4条第1項第3号から旧第8号を各1号繰り下げ、第3号を新設。
- (3) 第5条の見出しを改正し、旧第1項第2号を削除し、旧第3号から旧第7号を各1号ずつ繰り上げ、第7号及び第9号を新設。
- (4) 第6条第1項及び第2項を改正。
- (5) 第6条の2の見出し、第1項及び第2項を改正し、第6条の2とする。
- (6) 第6条の3及び第6条の4第1項を改正。
- (7) 第6条の5を新設。
- (8) 第8条第1項を改正し、旧第6項を削除。
- (9) 第14条、第18条、第19条第1項、第23条第2項を改正。

付 則（平11. 9.16）

この改正は、平成11年10月1日から施行する。

- （注）改正条項は、次のとおりである。
第23条第1項を改正。

付 則（平11.12.10）

この改正は、平成11年12月14日から施行する。

- （注）改正条項は、次のとおりである。
(1) 第6条の2を改正。
(2) 第6条の2第1号から第4号を新設。

付 則（平12. 1.26）

この改正は、平成12年2月1日から施行する。

- （注）改正条項は、次のとおりである。
第10条及び第11条を改正。

付 則（平12. 5.30）

この改正は、平成12年6月1日から施行する。

- （注）改正条項は、次のとおりである。
(1) 第6条の2第4号を改正。
(2) 第6条の2第5号から第7号を新設。

付 則 (平12. 6.27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第6条第1項及び第14条を改正。

付 則 (平12.11.22)

この改正は、平成12年11月30日から施行する。ただし、第6条の5第1項を削る改正については、平成12年12月1日から、また、中央省庁等改革関係法施行法の施行等に伴う改正については、平成13年1月6日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
(1) 第6条第1項及び第14条を改正。
(2) 第6条の5の見出し及び第2項を改正。
(3) 第6条の5第1項を削り、第2項を第6条の5とする。

付 則 (平13. 1.17)

この改正は、平成13年2月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第6条の2の見出し及び第1号を改正。

付 則 (平13. 3.30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第25条及び第26条を新設。

付 則 (平13. 6.13)

この改正は、平成13年6月13日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条第3項を新設。

付 則 (平13. 9.28)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第26条を削る。

付 則 (平14. 3.22)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第5条第1項第2号、第6条の3の見出し、第1項及び第2項、第7条の見出し及び第1項、第8条の2並びに第25条第1項第2号及び第2項第1号を改正。

付 則 (平14. 9.18)

この改正は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）の施行の日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第1項本文、第1号及び第2号を改正し、第8号を削り、第2号から第8号を各2号ずつ繰り下げ、第2号及び第3号を新設。
- (2) 第10条を削除。
- (3) 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）の施行の日」は平成15年1月6日。

付 則 (平14.12.13)

この改正は、平成14年12月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第6条の2第7号を改正。

付 則 (平15. 3.26)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条の2第2号を削り、第3号から第7号を各1号ずつ繰り上げる。
- (2) 第6条の4を削り、第6条の5を第6条の4に繰り上げる。
- (3) 第8条の2の見出し及び本文を改正。

付 則 (平15. 4.16)

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第1項第3号を削り、第2項本文を改正し、第1号及び第2号を削り、第26条に繰り下げる。
- (2) 第25条を新設。

付 則 (平16. 1.21)

この改正は、平成16年1月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第6条の2本文を改正し、第1号を削り、第2号から第6号を各1号ずつ繰り上げる。

付 則 (平16.10.19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第8条第2項本文、第1号、第3項本文、第1号及び第2号を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平16.11.26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条、第6条の2の見出し、本文及び第1号を改正。
- (2) 第6条の4を新設。
- (3) 旧第6条の4を第6条の5に繰り下げ、第1項を改正し、第2項及び第3項を新設。
- (4) 第8条第2項、第3項、第4項、第5項、第8条の2、第13条及び第18条見出し及び本文を改正。
- (5) 第19条第1項本文及び第1号を改正し、第3項を新設。
- (6) 第19条の2を新設。
- (7) 第21条及び第22条改正。

付 則 (平17. 3.15)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第8条の2を改正。
- (2) 第16条の2を新設。

付 則 (平18. 4.18)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第19条の2及び第21条を改正。

付 則 (平19. 6. 8)

この改正は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成19年11月30日までの間、従前の例によることができる。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第3項を新設。
- (2) 第13条の見出し、第1項及び第2項を改正し、第3項から第7項を新設。

付 則 (平19. 9.18)

1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。

2 平成19年6月8日付のこの規則の一部改正における付則ただし書の規定により、平成19年11月30日までの間従前の例によることができるとされた当該一部改正前の第13条の規定については、平成19年9月30日をもって、同条第1項中「証取法第163条第1項」とあるのは「金商法第163条第1項」とする。

(注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 規則の題名及び第1条を改正。
- (2) 第2条を新設。
- (3) 旧第2条を第3条に繰り下げ、第1項を改正。
- (4) 旧第3条を第4条に繰り下げ、改正。
- (5) 旧第4条を第5条に繰り下げ、第1項本文、第7号、第3項を改正。
- (6) 旧第5条を第6条に繰り下げ、第1項第5号から第7号を削り、第8号を第5号に、第9号を第6号に繰り上げ、第1項本文、第2号から第6号、第2項を改正。
- (7) 旧第6条を第7条に繰り下げ、第1項を削り、第2項を第1項に繰り上げ、見出し、第1項を改正。
- (8) 第6条の2を削除。

- (9) 第6条3を第8条に繰り下げ、第1項を削り、第2項を第1項に繰り上げ、見出し、第1項を改正。
- (10) 第6条の4を第9条に繰り下げ、改正。
- (11) 第6条の5を第10条に繰り下げ、第1項、第2項本文、第1号から第4号、第3項を改正。
- (12) 第7条を第11条に繰り下げ、改正。
- (13) 第8条を第12条に繰り下げ、第2項本文、第1号、第3項本文、第1号及び第2号、第4項、第5項を改正。
- (14) 第8条の2を第12条の2に繰り下げ、改正。
- (15) 第9条を第13条に繰り下げ、第1項を改正。
- (16) 旧第10条を削除。
- (17) 旧第11条を第14条に繰り下げる。
- (18) 旧第12条を削除。
- (19) 旧第13条を第15条に繰り下げ、第1項本文、第6号及び第10号、第5項、第6項を改正。
- (20) 旧第14条を第16条に繰り下げ、改正。
- (21) 旧第15条を第17条に繰り下げ、改正。
- (22) 旧第16条を第18条に繰り下げ、第2項及び第3項を改正。
- (23) 第16条の2を第19条に繰り下げ、改正。
- (24) 旧第17条を第20条に繰り下げる。
- (25) 旧第18条を第21条に繰り下げ、改正。
- (26) 旧第19条を第22条に繰り下げ、第1項本文、第1号、第2項、第3項を改正。
- (27) 第19条の2を第23条に繰り下げ、改正。
- (28) 旧第20条を第24条に繰り下げ、改正。
- (29) 旧第21条を第25条に繰り下げ、改正。
- (30) 旧第22条を第26条に繰り下げ、改正。
- (31) 旧第23条を削除。
- (32) 旧第24条を第27条に繰り下げ、改正。
- (33) 旧第25条を第28条に繰り下げ、改正。
- (34) 旧第26条を第29条に繰り下げ、第1項を削り、第2項を第1項に繰り上げ、改正。

付 則 (平20. 2.19)

この改正は、平成20年3月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第14条を改正。

付 則 (平20. 5. 9)

この改正は、平成20年5月12日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条を改正。
- (2) 第12条第4項及び第5項を改正。

付 則 (平21. 4.14)

- 1 この改正は、平成21年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 協会員は、施行日前に、第15条の2第1項に規定するJ-IRISSへの照合を行うことができる。この場合において、協会員は、施行日にJ-IRISSへ照合したものとみなす。

3 前項の場合、協会員に対し、第15条の2第2項及び第3項を適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第15条の2を新設。

付 則 (平21. 4.30)

この改正は、平成21年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第16条を改正。

付 則 (平21. 6.24)

(注) 改正条項は、次のとおりである。

平成21年4月14日改正の付則を改正

付 則 (平22. 3.16)

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第5条第1項を改正

(2) 第8条を改正

付 則 (平23. 1.31)

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

2 協会員は、この改正の施行日以後に有価証券等の販売に係る契約を締結しようとする場合にあつて、この改正の施行日前に、当該顧客に対し、改正後の第6条の2の例により注意喚起文書を交付しているときには、当該顧客に対し、同条の規定により注意喚起文書を交付したものとみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第2条第7号から第9号を新設。

(2) 第3条第3項を新設し、旧第3項を第4項に繰り下げる。

(3) 第5条第1項を改正。

(4) 第5条の2を新設。

(5) 第6条の2を新設。

(6) 第8条第1項を改正し、第2項及び第3項を新設。

(7) 第29条第1項を新設し、旧第1項を第2項に繰り下げ、見出し及び第2項を改正。

(規則第5条による顧客カードの参考様式)

顧客カード(個人用)

年 月 日

顧客コード

検 印		扱 者	
--------	--	--------	--

1 氏 名		(1)男 (2)女	7 投 資 経 験	(1) 株 式 (現金取引 有・無) (信用取引 有・無) (2) 公社債 有・無 (3) 投 信 有・無 (4) その他 ()
2 生 年 月 日	年 月 日		8 取 引 動 機	(1) 紹 介 (2) 飛 込 (3) 引 継 (4) D M (5) 来店、来电 (6) 親戚、知人 (7) その他 ()
3 住 所	□□□-□□□□ TEL _____		9 取 引 の 種 類	(1) 現 金 (2) 信 用 (3) 発行日 (4) 累投(財形・一般) (5) その他 ()
4 連 絡 先	□□□-□□□□ TEL _____		10 投 資 目 的	
5 職 業	(1) 会社役員 (2) 会社員・公務員 (3) 自営・商工サービス業 (4) 自由業(医師を除く) (5) 医 師 (6) 農林・水産 (7) 主 婦 (8) その他		11 そ の 他 特 記 事 項	
6 資 産 の 状 況				

注 6. 「資産の状況」欄は、当初記入することが困難な場合は、その後なるべく早期に記載すること。

(規則第5条による顧客カードの参考様式)

顧客カード(法人用)

年 月 日

顧客コード

検印		扱者	
----	--	----	--

1 名 称		6 取 引 動 機	(1) 紹 介 (2) 飛 込 (3) 引 継 (4) D M (5) 来店、来電 (6) その他 ()
2 所 在 地	□□□□ - □□□□ TEL _____	7 取 引 の 種 類	(1) 現 金 (2) 信 用 (3) 発行日 (4) 累投(財形・一般) (5) その他 ()
3 連 絡 先	□□□□ - □□□□ TEL _____	8 投 資 目 的	
4 資 産 の 状 況		9 そ の 他 特 記 事 項	
5 投 資 経 験	(1) 株 式 (現金取引 有・無) (信用取引 有・無) (2) 公社債 有・無 (3) 投 信 有・無 (4) その他 ()		

注 4. 「資産の状況」欄は、当初記入することが困難な場合は、その後なるべく早期に記載すること。